

今はまだ、声を出せない人がいる。またその葛藤も後悔も、一つだって大切じゃ思いが積もる、今、だからこそ。

今度、初めて後回しにした過去がある。ないものはない。いつか皆の「声」になれ。

# 願いを声に。未来を変えに。



## 第49回 衆議院議員総選挙

最高裁判所裁判官国民審査

# 10.31

日

投票は **18** 歳から  
期日前投票・不在者投票  
**10.20** 水 ~ **10.30** 土

投票の方法など、詳しくは  
福島県選挙管理委員会   
福島県選挙管理委員会・福島県明るい選挙推進協議会



選挙を正しく使うためには、雇用できる政治家を選ばないといけない。お金のみんなう。若くしてやるか。がいない。てみよ。から。いて。んな未来にしたいか。みんなであえよう！



# 衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査 投票日10月31日（日）

投票は  
18歳から  
行えます

投票日に投票できない方は、

**期日前投票制度**又は**不在者投票制度**を利用しましょう！！

**避難されている方は、避難先の市区町村で不在者投票が行えます。**

## 期日前投票制度・不在者投票制度

■期 間／ ○衆議院議員総選挙 } 10月20日（水）～10月30日（土）  
○最高裁判所裁判官国民審査 }

■時 間／ 8：30～20：00（※一部、異なる場合があります）

期日前投票所によっては、**投票できる期間や投票時間が異なる場合があります**ので、各市町村選挙管理委員会にお問い合わせください。福島県選挙管理委員会のホームページに県内市町村の期日前投票所及び投票時間を掲載しております。

■場 所／ ①期日前投票：各市町村選挙管理委員会が定める場所  
②不在者投票：滞在地（避難先）の市区町村選挙管理委員会

■手続き／ ①期日前投票：期日前投票所に行って、直接投票箱に投票します。  
（ただし、宣誓書の記載が必要となります）

②不在者投票：以下の手続きにより投票してください。

### 1 投票用紙等を請求する

「不在者投票請求書・宣誓書」に必要事項を記入し、住民票のある市町村の選挙管理委員会へ郵送してください（**メールやFAXでの請求はできません**）。

※様式は、県選挙管理委員会ホームページからもダウンロードできます。

### 2 投票用紙等を受け取る

住民票のある市町村の選挙管理委員会から、郵送されてきた封筒（投票用紙、投票用封筒（内封筒と外封筒）を受け取ってください。

【注意】**不在者投票証明書**の開封や投票用紙への事前記入は**絶対にしないでください**。投票ができなくなります。

### 3 滞在地（避難先）の市区町村で投票する

受け取った封筒を持参して滞在地（避難先）の市区町村選挙管理委員会にて投票してください。

滞在地の市区町村から住民票のある市町村に投票済の投票用紙を送る必要があるため、**余裕を持って早めの投票をお願いします**。

## 選挙に関する情報はこちらのサイトから

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/62010a/>

福島県選挙

検索



候補者・政党等の情報がご覧になれます。

## 投票所では、感染症対策を徹底しております。



投票所には消毒液を設置します。



投票所スタッフはマスクを着用します。



投票所内は定期的に換気をします。



不特定多数の方が触れる箇所は、定期的に消毒をします。

## 感染症対策への皆様のご協力をお願いします。

・マスクの着用 ・周りの方との距離の確保 ・来場前と帰宅後の手洗い・うがいの実施  
なお、投票所では持参した筆記用具を使用することができます。

また、新型コロナウイルス感染症のために自宅療養または宿泊療養をしている方は、療養している場所から郵便による投票を行うことができます。

詳しくは、県選挙管理委員会または住民票のある市町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。

期日前・不在者投票の詳細については、県選挙管理委員会（024-521-7062）又は最寄りの各市町村選挙管理委員会にお問い合わせください。